

1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 090 (AUGUST 1, 1994)

はじめに

1994年統一地方選挙

欧州議会議員選挙

地方選挙のしくみ

目 次

はじめに	1
第1章 1994年統一地方選挙	2
1 選挙の状況	2
2 選挙の性格－政府に対する評価－	2
3 選挙前の状況	3
4 選挙結果－総括－	3
5 選挙結果－政党別解説－	4
6 おわりに	7
第2章 欧州議会 (European Parliament) 議員選挙	8
1 選挙の状況	8
2 選挙の仕組み	8
3 選挙結果－総括－	9
4 選挙結果－主要各国別－	10
5 EUの意思決定の仕組みと議会の機能	15
6 おわりに	16
第3章 地方選挙のしくみ	18
1 統一選挙	18
2 選挙区と定数	21
3 選挙権と被選挙権	22
4 投票	24
5 選挙費用	24
6 シティー (The City of London) の選挙制度	24
(参考) 1981年英国国籍法と市民権について	26

はじめに

英国では本年5月5日、シティを除くロンドン全区（32区）並びにスコットランドのリージョン（9）及び島しょ部（3）の全議員改選、イングランドの全大都市圏ディストリクト（36）並びにイングランド及びウェールズの約1/3の地方圏ディストリクト（118）の議員の1/3改選、併せて198の地方団体の地方議会選挙が実施された。

この選挙は、1992年4月の総選挙から2年経過したメジャー保守党政権に対する信任投票の性格も帯びていた。

結果は、労働党が得票率44%、自由民主党27%、保守党27%であり、保守党は議席数で第3党となった。

また、6月9日、12日には、欧州連合加盟12カ国で欧州議会議員選挙が行われた。

英国では、5月の統一地方選挙に引き続き保守党が惨敗し、労働党が議席を伸ばした。自由民主党は予測に反して僅かに議席を獲得したに止まった。

フランス、スペイン、ベルギーでも与党が後退した。

一方、イタリアでは、フォルツァ・イタリア他連立与党が得票を伸ばした。ドイツにおいても、与党キリスト教民主同盟が予想を覆して社会民主党とほぼ並ぶ意外な勝利を収めた。

このレポートでは、第1章、第2章で上記二つの選挙について紹介し、第3章で英国の地方選挙のしくみを解説する。

執筆は、英国の統一地方選挙、英国の地方選挙のしくみについては、現地職員リサ・バーネットの協力を得てロンドン事務所所長補佐の坂本久敏が担当した。欧州議会議員選挙については、ロンドン事務所所長横田光雄が担当し、パリ事務所所長松田聡がチェックした。

第1章 1994年統一地方選挙

1 選挙の状況

1994年統一地方選挙が、5月の第1木曜日である5日に行われ、イングランド、ウェールズ、スコットランド合わせて5,125の議席が争われた。

地域	地方団体の種類	地方団体数	選挙実施団体数	改選議員数
イングランド	ロンドン区	32	32	1917 (全議員)
	大都市圏デistrict	36	36	848 (約1/3の議員)
	地方圏デistrict	296	114	1769 (約1/3の議員)
ウェールズ	地方圏デistrict	37	4	54 (約1/3の議員)
スコットランド	リージョン及び島嶼部	12	12	537 (全議員)

* 議席数は、5月7日付インディペンデント紙による。

2 選挙の性格－政府に対する評価－

「地方選挙は、地方議会においてどの政党が支配するかを決めるものであるが、総選挙の中間年に行われる統一地方選挙では特に、地方レベルというよりもむしろ国家レベルの問題が問われ、その結果は、有権者の政府に対する評価と理解されている。」(5月3日付 ガーディアン紙)

「政府に対する国民の支持率が低いときは、選挙においてもそれが表れ、有権者は与党の候補者へ投票しない傾向がある。保守党は、現在15年間引き続き政権を握っており、有権者は変化を求めようことが予想される。更に、今回の選挙は、今までにも増してメジャー首相への信任投票としての性格を合わせ持つ。政府は、所得税をはじめとする様々な政策の修正を求められてきたことも含め、種々の問題で批判を受けている。」(5月3日付 ガーディアン紙)

「1990年の統一地方選挙では特に、地方選挙で国政が判断されることが示された。地方団体の権限縮小、歳出削減政策のひとつとして保守党政権が導入を図ったポール・タックス問題が、1990年の選挙における保守党敗北の主因となった。当時サッチャー首相の指導力は地に落ちていた。選挙結果は、労働党の躍進に対し、保守党は、ロンドン区以外で1945年以来最低というものであった。」(5月3日付 ガーディアン紙)

3 選挙前の状況

選挙前のMORI (Market Opinion Research Institute) 調査によると、各党の支持率は労働党47%、保守党26%、自由民主党26%であった。

1990年の統一地方選挙では、大都市圏ディストリクトにおいて、労働党が獲得した議席数651、保守党獲得議席数106である。36の大都市圏ディストリクトのうち、今回の選挙まで支配してきた数は、労働党25に対し、保守党はわずかに1であった。従って労働党が、大都市圏ディストリクトでこれ以上の議席を獲得することは難しいと見られた。1990年の選挙において、全国的な趨勢に対してロンドン区の有権者はわずかに労働党への支持を表明したに止まった。32区における支配数は、労働党15、保守党11、自由民主党3であった。選挙前の世論調査では、保守党はロンドン区においても労働党にリードされており、苦しい状況にあった。自由民主党も1990年の選挙に比べ支持率を高めており、保守党に対する脅威となっていた。

4 選挙結果－総括－

今回の選挙で保守党は429議席を失い、18の地方団体で単独支配の座を降りることとなった。これに対して、労働党は4自治体88議席、自由民主党は9自治体388議席を得た。保守党にとってこの選挙結果は、地方におけるものとしてはこの50年来最悪のものとなった。

政党別に選挙結果を整理すると次の表1から表3となる。

表1 政党別選挙結果一覧

(5月7日付 ザ・タイムズ紙による)

政党名	議 席		単 独 支 配 議 会	
	獲 得 数	増 減 数	獲 得 数	増 減 数
保守党 (Consevative)	888	-429	15	-18
労働党 (Labour)	2769	+88	93	+4
自由民主党 (Liberal Democrat)	1098	+388	19	+9
その他	370	-47	6	-1
合 計	5125	-	133 (単独支配党なし65)	-

表2 政党別選挙結果一覧（ロンドン区）

（5月7日付 インディペンデント 紙による）

	保守党	労働党	自由民主党	社会民主党	その他	合計
獲得議席数	518	1045	323	4	27	1917
獲得議会数	4	17	3	—	（単独支配党なし）8	32

表3 政党別獲得議席数一覧（ロンドン区外）

（5月7日付 インディペンデント 紙による）

	保守党	労働党	自由民主党	スコットランド民族党	その他	合計
イングランド	338	1454	710	—	115	2617
ウェールズ	1	45	4	—	4	54
スコットランド	31	225	61	73	147	537

5 選挙結果－政党別解説－

（1）保守党

保守党は、長く労働党の支配下にあるバーミンガムと選挙前どの政党の単独支配下にも無かったウォルバーハンプトンを選挙戦最大のターゲットとしていたが、いずれも手中に収めることができなかった。

ロンドン区においては、旗艦区であるワンズワースの他ウエストミンスターとケンジントン・アンド・チェルシーで単独支配を維持し、ランベスでは議席を増やした。しかし、その他いくつかの区で、痛い敗北を味わった。

「保守党は、25年間単独支配を保ち、マイケル・ポータロ財務担当大臣の選挙区でもあるエンフィールドを労働党に奪われた。ロンドン最大の区であり、100年以上支配し続けたクロイドンも労働党の手中に落ちた。イーリングもまた労働党支配となった。その他、保守党の本拠とされたベクスリー、ハロー、バーネット、レッドブリッジでも支配を失い、単独支配する政党のない区となった。同党の地方代表者達は、今回の敗北の原因は中央政府の不人気にあると非難している。議席を失ったビル・プリンス前エンフィールド

ド副区長は、『これ程の大差で敗れるとは思いませんでした。我々は選挙戦において、中央政府が導入した国民に支持されない政策のために困難を強いられました。人気のない政府と地方の問題を別に論じようとするのは非常に困難だった。』としている。」（5月7日付 ガーディアン紙）

保守党にとって今回の選挙結果は最悪のものであった。同党は、1990年の選挙で既にロンドン外で惨敗を喫したわけだが、今回の選挙は更に惨めな結果となった。今回選出された同党の議員数及び支配を獲得した議会数から見ると、労働党、自由民主党に次ぐ第3党に転落したことになる。ロンドン全区において獲得した議会数は、32区のうち僅かに5区となった。

保守党にとって最も屈辱的だったのは、スコットランドにおいて、初めてスコットランド民族党に追い抜かれ、労働党、自由民主党、スコットランド民族党に次ぐ第4党となったことである。

また、「注目されるのは、政府がガス、電気等に付加価値税を課して5週間後であったことが影響してか、特に年金生活者の多い地域で保守党の得票率が落ちたことである。」（5月7日付 ガーディアン紙）

保守党は、今回の敗北の原因を投票率の低さに帰することもできよう。確かに今回の投票率は、4年前と比べて5%低い。しかし、43%という投票率は、特に低いとは言えない。投票率の低かった地域で保守党の得票率が低いという傾向を見出すことはできない。

* 保守党が失った議会数18、獲得したもの1。

* 保守党が失った議席数429、うち200以上がロンドン区。

（2）労働党

「労働党の幹部は、1990年の統一地方選挙に引き続き今回の選挙で勝利したことに安堵している。同党は政府にとって政治的に重要な地域において保守党を破ったばかりでなく、バーミンガム、ダービーで保守党を撃退して支配を守り、ウォルバーハンプトンの支配を獲得し、リバプールとロンドンのサウサーク区で自由民主党を今までと同じレベルに押さえ込む等、いくつかの議席を印象的な形で守ったことである。労働党にとっては、ロンドン区と南東部で保守党が支配していた議会を奪ったことで、政権を握るために必要な中心部の票を集められる希望が高まった。」（5月7日付 タイムズ紙）

4年前に最も満足のいかない結果となったロンドン区では、イーリングで6%、クロイドンで4%、ワンズワースにおいてさえ2%の上昇を得る等、同党にとって歓迎すべきものとなった。ワンズワース及びウエストミンスターにおいては、未だカウンスル税と汚職の影響が見られるものの、その他のロンドン区における結果は予想以上であり、十分満足のいくものであった。クロイドンにおける勝利は、得票率からすると保守党43%に対し労働党39%であり、南部の中産階級に食い込んだと言うより、選挙区間における票の再

分配によるものと見られる。

「今回の選挙結果を見ると、労働党が挑戦者として戦った区では、保守党にとって極めて安全と思われた議席も含めて、その議席を奪ったとすることができる。」（5月7日付 ガーディアン紙）

労働党は、ロンドンの32区中17区の単独支配を得、1986年以来久し振りにロンドン区全体を支配することができた。これによって労働党は、1986年の大ロンドン都廃止によって設置された全ての各区合同委員会で議長の座を獲得できることになる。

一方で、「労働党は、ロンドン区でウォルサム・フォレスト、ハーバリングを失い、ランベスも単独支配する政党のない区になるという挫折を味わった。このことは、同党がロンドンのこれらの区を含むいくつかの地域で『無能な極左』のイメージに悩まされたことを示している。」（5月7日付 ガーディアン紙）

また、ロンドン区外における労働党の得票率は1990年統一地方選挙と比較すると若干下がっており、特に、リーズ、スロー等では5%以上の減少となった。イングランド北部では自由民主党による打撃を受けた。

全体的に見ると、労働党にとっては、今回の選挙結果は1990年のもの程ではなかった。ロンドン区以外での結果は、4年前より劣っているし、全国的に見ても前回保守党から21%のリードを奪ったのに対し、今回は17%のリードに止まった。この結果を見ると、選挙前の世論調査によるリードは誇張されていた嫌いがあり、労働党としても手放しで喜べるものではなかったと言える。

（3）自由民主党

獲得した議席数から見ると、自由民主党が一番の勝利者である。同党は、北部において労働党の、南部において保守党に対する最大の挑戦者であった。1990年の統一地方選挙からすると全国的に得票率で18%の伸びを記録した。ロンドン区の結果こそさほどではなかったものの、南部において大きく躍進し、特に、バースで保守党から21%の票の移動を得、ワージングにおける票の移動も15%と同党にとって非常に喜ばしいものとなった。

「自由民主党は、クロイドン・サウス及びノルマン・フォーラー保守党幹事長の選挙区であるバーミンガムのサトン・コルフィールドといった完全な保守主義とされる議席を除き、ターゲットとした議席を次々と手に入れた。」（5月7日付 ガーディアン紙）

6 おわりに

今回の統一地方選挙の結果は、有権者が政府に対する不満を地方選挙において明らかに示したものと言える。このことは、最近の地方における補欠選挙からもうかがわれた。補欠選挙の結果から各党の全国的な支持率が予想できたとする専門家もいる。どの補欠選挙でも各政党の支持率に変化が見られ、有権者の意図的な投票によって保守党が多くの議席を失ってきた。

今回の敗北については、保守党内部においても政府に対する非難がなされている。ロンドンのハロー、キングストン、イーリング各区では保守党所属の議会のリーダーが落選。明らかに有権者の国政への不満が影響したものと解される。容易に回復しない景気も保守党にとって不利な要因であった。

「各地の保守党の指導者は、今回の敗北の原因は政府にあると非難している。多くの指導者は、政府の失政によって自分達の成し遂げた功績が有権者に無視されたと考えている。均衡のとれた財政運営と低いカウンスル税に努めてきた指導者達は特に、裏切られたという気持ちが強い。」（5月8日付 サンデー・テレグラフ紙）

5月5日の選挙以来、何人かの下院議員が党首選への立候補の意欲を見せている。例えば、右派勢力のジョン・カーライル議員は「メジャー首相に対して党内に不満があることを示す必要があり、もし誰も手を挙げなければ自分が党首選に挑戦する」と言っている。

これに対してメジャー首相は、「もし誰かが戦いを選ぶのなら、私は彼らを待ち受ける。」と表明した。

メジャー首相にとって有利な点は、閣僚を除けば彼に対抗できる議員がおらず、閣僚が立候補するためにはその職を辞さなければならないことである。もし、メジャー首相が辞任すれば、有力な候補者として真っ先に挙げられるのが、マイケル・ヘーゼルタイン通産大臣である。彼は、次期選挙を勝利に導けるホープとして多くの議員から期待されており、立候補すれば、容易に選出されるであろうとされている。続く候補者として、ケニス・クラーク大蔵大臣、マイケル・ポーティロ財務担当大臣があげられる。

一方で、各地域の政党自身及びその選挙活動、各地方団体が抱える問題等が選挙に影響を及ぼしたことも事実である。有権者は、各々の地域のおかれている状況に関心ではなく、地方における各党の活動に対しても判断を下したのである。今回の選挙で有権者は、自らの業績に拘らず有権者の支持が約束されていると思ってきた議員達に対して、その政党に関係なく反対の意思を表明し、有権者自身の力が示されたことに満足しているのではなかろうか。

なお、総選挙に関してノーマン・フォーラー保守党幹事長は、「1989年と1990年の欧州議会議員選挙、統一地方選挙の悲惨な結果にも拘らず、保守党は1992年の総選挙で勝利した。」と述べているが、この間にサッチャー首相が退陣していることを忘れてはならない。

第2章 欧州議会 (European Parliament) 議員選挙

1 選挙の状況

欧州議会議員選挙が去る6月9日(木)と12日(日)に、欧州連合 (European Union: EU) 加盟12カ国で行われた。

各国の投票日

6月9日	デンマーク、アイルランド、オランダ、英国
6月12日	ベルギー、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク ポルトガル、スペイン

2 選挙の仕組み

(1) 欧州議会は、1958年の欧州経済共同体 (EEC, EUの前身) 発足と同時に「EECの活動の民主的な監視」のため創設された。議員は当初、加盟国の国会が選出していたが、1979年からEU住民の直接選挙に変わった。

選挙は5年ごとに行われる。

また、選挙は、各国独自の選挙法に従って実施される。全国を単一、あるいは3ないし5の選挙区とする比例代表制が中心だが、英国は小選挙区制(注1)をとっている。

1993年11月1日から発効したマーストリヒト条約は、市民権 (Citizenship of the European Union) という観念を創設した。全ての欧州連合加盟国の国民は、欧州連合国内のどこに住んでも、欧州議会議員の選挙権および被選挙権を持つ(注2)。

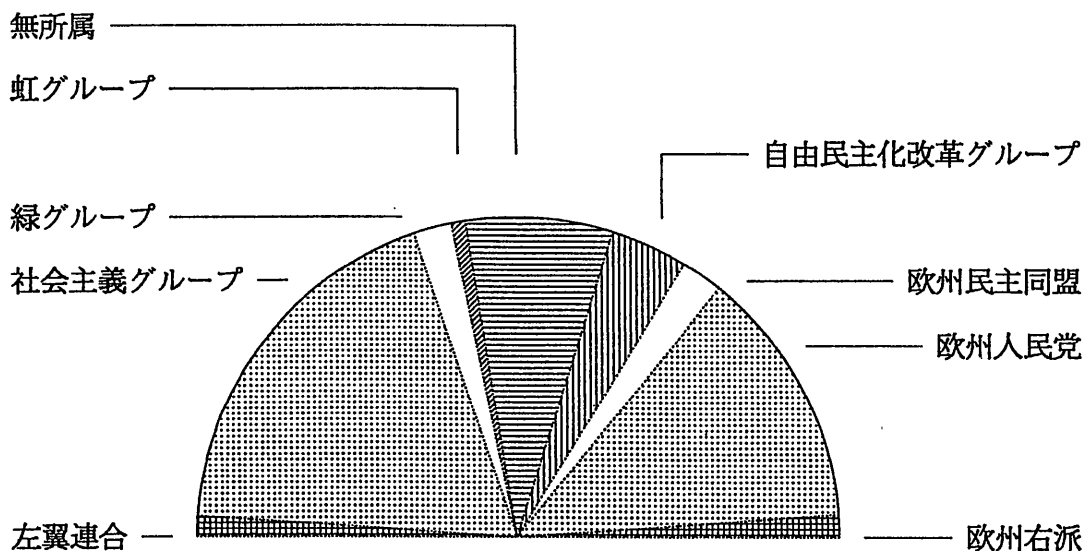
(2) 議席数は人口に応じて国ごとに配分されるが、小さな国の意見も反映出来るように配慮されている。1989年選挙では、議席の合計は518だったが、今回選挙ではドイツ統一等にとまなう調整で議席は567に増えている。

94年選挙の国別議席数 (括弧内は89年議席数)

ベルギー	25 (24)	イタリー	87 (81)
デンマーク	16 (16)	ルクセンブルグ	6 (6)
フランス	87 (81)	オランダ	31 (25)
ドイツ	99 (81)	ポルトガル	25 (24)
ギリシャ	25 (24)	スペイン	64 (60)
アイルランド	15 (15)	英国	87 (81)
合計			567 (518)

3 選挙結果—総括—

選挙の結果、欧州議会の構成は次の図及び表のようになった。



欧州議会の会派別勢力と主要構成政党

会派名	新議席数	旧議席数
左翼連合 (Left Unity group:LU)	12	13
社会主義グループ (European Socialist party group:PES)	213	197
緑グループ (Greens group)	22	27
虹グループ (Rainbow group:RBW)	8	16
無所属 (Non-attached:NA)	83	27
自由民主化改革グループ (Liberal Democratic & Reformist group:LDR)	44	44
欧州民主同盟 (European Democratic Alliance group:EDA)	24	20
欧州人民党 (European Peoples party:EPP)	148	162
欧州右派 (European Right group:ER)	13	12

(注) 社会主義グループ：英労働党、独社民党、スペイン社会労働党、仏社会党
伊左翼民主党等で構成

欧州人民党：独キリスト教民主・社会同盟、英保守党、伊人民党
スペイン国民党、仏民主連合の一部等で構成

自由民主化改革グループ：ポルトガル社民党、仏民主連合の一部等で構成

今回の選挙では、英労働党の大勝利のお陰で、社会主義グループが前回選挙をこえる213議席を確保し、第1党に留まることができた。

一方、保守系の欧州人民党（EPP）が議席を162から148に減じた。EPP委員長のティンデマン前ベルギー首相は、この敗勢にもかかわらず、欧州右派グループの議員13名のEPPへの参加は求めないと明言した。欧州右派グループが基本的に反マーストリヒト条約派であるのを嫌ったためである。ベルスコニイ首相の支持政党であるフォルツァ・イタリアの27名の議員がEPPに参加するかは、現時点（6月中旬）では不明である。同首相はコール独首相に参加を希望している旨を伝えているが、特にベネルックス各国がネオファシズムを嫌っている。

ただ、流動的なグループが多く、両派とも過半数を制することは困難のようである。

4 選挙結果－主要各国別－

(1) 英国

野党第一党の労働党が5月の地方統一選挙の勢いを持続し、87議席のうち62議席を獲得して圧勝した。当初の一部世論調査では、保守党は第三党の自由民主党にも抜かれるとの予測があった。そうなれば、メージャー首相の進退問題に発展すると見られていたが、首相は最悪のシナリオは免れたようだ。今回の選挙結果が総選挙でも出るとすれば、保守党に代わって労働党が政権を獲得する可能性が強い。ただし、総選挙はまだ先（遅ければ1997年）であり、いまからどうなるかは判らない。

選挙結果（英国）〔投票率：94年 36.4%、89年 36.2%〕（出典）BBC

政 党	欧州議会所 属グループ	得票率 (%)		獲得議席数	
		94年	89年	94年	89年
労働党(Labour:Lab)	PES	44.2	40.1	62	45
保守党(Conservatives:Con)	EPP	27.8	34.1	18	32
自民党(Liberal Democrats:LD)	LDR	16.7	-	2	-
スコットランド国民党(Scottish Nationalist party:SNP)	RBW	3.2	2.7	2	1
社会民主労働党 (Social Democrats and Labour party:SDLP)	PES	-	0.9	1	1
公式アルスター統一党(Official Ulster Unionist:OUP)	EPP	-	0.8	1	1
民主アルスター統一党(Democratic Ulster Unionists:OUP)	NA	-	1.0	1	1

(2) ドイツ

与党キリスト教民主同盟は、戦前の予想に反し得票を伸ばした。コール首相は、欧州統合の促進政策が国民によって支持されたと述べた。同党のバイエルン地方の姉妹政党であるキリスト教社会同盟は、得票率が下がりはしたものの議席は増加した。しかし、もう一つの連立与党である自民党が議席を失ったため、コール首相は連立維持が微妙になったことも認めている。

選挙結果（ドイツ）〔投票率：94年 58.0%、89年 62.3%〕

政党	欧州議会所 属グループ	得票率 (%)		獲得議席数	
		94年	89年	94年	89年
社会民主党 (Social Democrats: SPD)	PES	32.2	37.3	40	31
キリスト教民主同盟 (Christian Democratic Union: CDU)	EPP	32.0	29.5	39	25
緑の党 (Greens)	Greens	10.1	8.4	12	8
キリスト教社会同盟 (Christian Social Union: CSU)	EPP	6.8	8.2	8	7
自由民主党 (Free Democrats: FDP)	LDR	4.1	5.6	0	4
共和党 (Republicans: REP)	NA	3.9	7.1	0	6

(出典) Chief Electoral Officer

(3) フランス

大統領は社会党出身のミッテラン氏である。一方、93年3月に実施された国民議会総選挙で保守が勝ち（総議席の84%を獲得）、社会党が大敗（総議席の12%を獲得）したのを受けて、最大政党となった共和国連合のバラデュール元蔵相が新首相に就任した。かくて憲法の規定に基づき、大統領が外交と国防政策の権限を掌握し、内政は内閣が責任を負うという二重構造になっている。

今回の欧州議会議員選挙は、来年5月の大統領選挙を占うものとして注目された。結果は社会党が大敗し、同党のロカール第一書記は選挙後の6月19日に辞任した。社会党の大統領候補としてはジャック・ドロールEU委員会委員長が有力視されだした。一方、政権党のフランス民主連合・共和国連合も得票率を減らした。そのため、1995年春の大統領選挙の最有力候補であるバラデュール首相の立場がぐらつき始めた。

選挙結果（フランス）〔投票率：94年 53.5%、89年 48.7%〕

政党	欧州議会所 属グループ	得票率 (%)		獲得議席数	
		94年	89年	94年	89年
フランス民主連合・共和国連合（ Giscardian list of conserva -tives and Rally for the Republic:UDF/RPR）	EDA/LDR/ EPP	25.5	28.9	29	26
社会党(Socialists:PS)	PES	14.5	23.6	16	22
もう一つのヨーロッパ・グループ （ Other European group:AN）	NA	12.3	-	13	-
急進エネルギー・グループ(Radical Energy group:RE)	PES	12.0	-	13	-
国民戦線(Front National:FN)	ER	10.5	11.7	10	10
共産党(Communists:PCF)	LU	6.9	7.7	6	7
緑の党 (Greens)	Greens	2.9	10.6	0	9
中央党(Centre)		-	8.4	-	7

(出典) Ministry of Interior estimates

(4) スペイン

1982年から政権を維持している社会労働党は、86年のEU加盟によって豊かなスペインを実現したと主張した。しかし、晴れ間が見えてきたとはいえ長引く不況、そして、長期政権につきものの政治腐敗の頻発が災いし、前回選挙と比較し得票率が10%も減少した。一方、人民党は国政レベルで初めて勝ち、フランコ政権時代についた汚点をぬぐい去った。

選挙結果（スペイン）〔投票率：94年 59.6%、89年 54.8%〕

政党	欧州議会所 属グループ	投票率 (%)		獲得議席数	
		94年	89年	94年	89年
人民党 (Popular party:PP)	EPP	40.2	21.7	28	15
社会労働党 (Socialist Worker's party:PSOE)	PES	30.6	40.2	22	27
連合左翼 (United Left:IU)	NA	13.4	6.2	9	4
カタルーニャ同盟 (Convergence and Union: CIU)	EPP/LDR	4.6	4.3	3	2
民族主義連合 (Nationalist Coalition: CN)	EPP/RBW	2.8	1.9	2	1
ヨーロッパ人民連合 (European People's Coalition:PEP)	RBW	1.2	1.5	0	1
民主社会センター (Democrat and Social Centre:CDS)	LDR	0.9	7.2	0	5
バタスナ党 (Herri Batasuna:HB)	NA	0.9	1.7	0	1
地域左翼党 (Regional Reft party: IP)	Greens	-	1.9	-	1
アンダルシア党 (Andalucian:Capa)	RBW	0.7	1.9	0	1
マテオス党 (Supporter's of Ruiz Mateos:Mateos)	NA	0.4	3.9	0	2

(出典) Ministry of Interior

(5) イタリア

ベルスコニ首相は、1月に自分で創設したフォルツァ・イタリア（がんばれイタリア）の得票を伸ばすとともに、連立与党の北部同盟及び国民連合（新ファシズム政党）の得票も伸ばし、その地歩を固めた。その結果、3月の総選挙での熱狂的な支持がまだ覚めてないことが立証されたが、他の政党は総選挙のつかれが残っており、殆ど今回の選挙には努力しなかったことも確かであった。

選挙結果（イタリア）〔投票率：94年 74.8%、89年 81.0%〕

政党	欧州議会所 属グループ	投票率 (%)		獲得議席数	
		94年	89年	94年	89年
フォルツァ・イタリア（がんばれ イタリア）(Forza Italia: FI)	NA	30.6	-	27	-
左翼民主党(Party of Democratic Left:PDS)（注3）	PES	19.1	27.6	16	22
国民連合(National Alliance:NA)	NA	12.5	5.5	11	4
人民党(Popular Party:PPI) （注4）	EPP	10.0	32.9	8	26
北部同盟 (Northern League:LN)	NA	6.6	1.8	6	2
改革共産党(Reformed Communists: RC)	NA	6.1	-	5	-
緑の党(Greens)	Greens	3.2	8.7	3	7
セグニ・パクト(Segni Pact:Segni)	NA	3.2	-	3	-
改革パネッラ (Pannella-Riformatori: PR)	NA	2.1	-	2	1
社会党(Socialists:PSI)	PES	1.8	14.8	2	12
レーテ(Rete)	NA	1.1	-	1	-
共和党(Republican Party:PRI)	LDR	0.7	-	1	-
社会民主党(Social Democrat party :PSDI)	PES	0.7	2.7	1	2
国民党(Sudtiroler Volkspartei: SVP)	EPP	0.6	0.5	1	1
バルドスターナ連合(Unione Valdostana:LF)	RBW	0.4	0.6	0	1

(原典) Ministry of Interior

5 EUの意思決定の仕組みと議会の機能

EUの執行機関としては、閣僚理事会（Council of Ministers）とEU委員会（European Commission）がある。前者は加盟国の閣僚によって構成される。後者は加盟国政府によって任命される17名の委員（約8000人の職員も抱えている。）で構成され、各委員は加盟国の個別利害をこえてEU全体の立場からEU諸機関を監督する責務を持つ。EU委員会は閣僚理事会に対して提案を行い、前者の決定を執行する。なお、これらの機関とは別に欧州理事会（European Council）が置かれている。同理事会は、1974年にフランスの提案で実現した加盟国首脳会議であり、年3回定期的に開かれ、閣僚理事会で解決できない重大問題や国際政治問題を討議する。

以上の執行機関とは別に、公選の議員によって構成される欧州議会（European Parliament）が設置されている。しかし、従来は、欧州議会の権限はEU理事会（首脳会議）に対する拘束力のない助言、EU委員会に対する監督権、同委員会に対する不信任議決権等に限定されていた。マーストリヒト条約では、欧州議会の権限を強化するため、EU委員の一般罷免権、予算全体の拒否権、加盟国増加の承認等の権限も同議会に対して付与された。さらに、健康、教育、消費者保護、居住の自由、サービス、環境等に関する法案を審議する権利も付与された。

・・・欧州議会の抱える問題点は多い・・・

- ・ 欧州議会議員はベルギーのブラッセルに居住するが、事務局はルクセンブルグに置かれている。そして本会議はフランスのストラスブルグで開催される。欧州議会議員にとって、移動による無駄は無視できないものがある。英国の議員は、全てをブラッセルに統合するよう主張しているが、フランスの反対にあって実現しない。
- ・ 言葉の壁も大きい。必要な書類は9カ国語に翻訳しなければならない。これでは、自由な議論がどうしても阻害される。
- ・ 欧州議会議員は、政策の類似した政党ごとにまとめられる。英国の労働党はヨーロッパの社会党と一緒にされ、英国の保守党は、政策の完全には一致しないヨーロッパのキリスト教民主党と一緒にされる。欧州議会は政治的にはかなり混乱した状態にある。そのなかでは、左右の対立はあまりない。多くの仕事は、各政党が横断的に結びついて行われる。
- ・ 欧州議会は、英国では、英国議会に対立する存在として認識されることが往々にしてある。

6 おわりに

欧州議会には、選挙結果によっては内閣を更迭するといった、通常の議会が持っている権限が無い。法案の提案権さえEU委員会に専属し、議会には審査権が有るのみである。現在のままではEUの将来が欧州議会によって左右される可能性はほとんど無い。そのため、欧州議会議員選挙は、欧州の将来についてではなく、それぞれの国の内政問題を巡って戦われることが多い。有権者にとってのメリットは、政変の恐れなしに自国政府を批判できることだ。欧州議会選挙では、政権党が負ける傾向が強く、且つ野党第一党よりもマイナーな政党を利するが多い。

また欧州議会では、各国の類似の政党が連合（注5）を組んでいるが、そのうち欧州人民党（the European People's Party:EPP）と社会主義グループが優位を占めている。94年の宣言（manifesto）を見ると、両グループとも失業をなくし、環境を保持し、民主主義を維持すると宣言しており、政策の違いがない。

このような状況の下では、欧州議会議員選挙に対する有権者の関心は低くなる。今回の選挙では、マーストリヒト条約等によって欧州議会の権限が強化されたため、有権者の関心が高まるのではないかと期待されたが、結果的には投票率は56.5%と今までの選挙ではいちばん低い投票率に終わった。（1979年 63%、84年 61%、89年 58%）

しかし、欧州連合の存在は、欧州市民にとって無視出来ないまでに大きなものとなっている。たとえば、今日、欧州連合は各加盟国に直接適用される法令の制定ができる。これらの法令の数は増加しつつあり、加盟国市民の生活に大きな影響を与えている。欧州議会をさらに強化し、もっと市民の関心を引きつけようとする検討も行われており、今後の対策が注目される（注6）。

（注1）北アイルランドは、議員3名を選出する中選挙区制をとっている。

（注2）今年3月、ウエストミンスター区役所の選挙登録官から、「イギリス人以外のEU市民でも、英国の選挙区で欧州議会議員の選挙をすることが出来る。希望する場合は、同封の6か国語で書かれた用紙に必要事項を記入し返送してください」と言ってきた。記入内容は、氏名、現住所、国籍、生年月日、母国に於ける最終住所、母国の選挙区といたって簡単である。ただし、筆者はEU市民ではないので登録は遠慮したが、国籍等を誤魔化せば、登録は受け付けられたと思う。虚偽申請に対するチェックはないようである。

（注3）元共産党

（注4）元キリスト教民主党

（注5）社会主義グループ、欧州人民党ともに、かなり政策の違う政党が一緒になってグループを形成している。そこで、法案審議等にあたっては、グループとしてどの様な対応をするのか、英国労働党選出のアレックス・スミス欧州議員に聞いてみた。同氏によると、社会主義グループ、欧州人民党ともに院内総務（whips）を置いている。したがって、法

案については所属する議員が同じ意見を持つように説得が行われる。但し、英国の政党のように強制にわたる事はない。なお、これ以外のグループでは院内総務は置いていないようだとのことだった。

(注6) 去る6月21日のインディペンデント紙は、ドロールEC委員長に対する報告書のなかで「EU議会の権限を閣僚理事会と同等のものとすること」が提案されたと報じている。同提案が実現すれば、閣僚理事会は二院制議会の上院として位置付けられることになる。勿論、この様な提案には英国の強い反対も予想される。

第3章 地方選挙のしくみ

1 統一選挙

英国の地方選挙(注1)(注2)(注3)は「1972年地方自治法 (Local Government Act 1972)」に基づき、1974年以降統一して実施されている。

(注1) 英国(イングランドとウェールズ)の地方団体は、1974年から1985年までは二層制をとり、上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれていた。1986年、法の改正により大ロンドン県及び大都市圏の県が廃止された。その結果ロンドンでは区のみの一層制、大都市圏ではディストリクトのみの一層制がとられることとなった。

その他の地方圏では、従来どおり上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれている。

以上をまとめると次の表のようになる。

	県	ディストリクト	ロンドン及びシティ
大都市圏 (イングランド)	—	36	—
地方圏	— イングランド	296	—
	— ウェールズ	37	—
ロンドン	—	—	33
合計	47	369	33

(注2) スコットランドでは、「1973年地方自治(スコットランド)法 (Local Government (Scotland) Act 1973)」により、リージョン(イングランド、ウェールズの県に相当)とディストリクト(イングランド、ウェールズの地方ディストリクトに相当)の二層制をとっている(島しょ部では一層制)。

図示すると次のとおりとなる。カッコ内は団体数である。

リージョン (9) ——— ディストリクト (53)
島しょ部団体 (3)

(註3) 北アイルランドの場合、英国本土とは多少事情を異にしている。地方団体の組織は、「1972年地方自治(北アイルランド)法 (Local Government (Northern Ireland) Act 1972)」により、26のディストリクトからなる一層制をとっている。

以前は地方行政の管轄であった事務の多くが中央政府の機関や各種委員会に移行し、現在ディストリクトは公衆衛生事務、娯楽やレクリエーションの事務、娯楽施設等の設置許可、消費者保護、市場の管理やガス事業などを担当している。

保健医療、社会サービス、教育、図書館、住宅、消防等は各種委員会等が、その他のサービスについては北アイルランド環境庁 (Department of the Environment for Northern Ireland) が事務を行っている。

通常毎年5月の第1木曜日が選挙日に当てられている。ただし、選挙のサイクルは地方団体の種類によって異なる。

- 県は4年に一度全議員が改選される。前回は昨年(1993年)実施された。
- 大都市圏に所在するディストリクトは、県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。したがって、今年から3年連続して行われる。
- イングランド及びウェールズの地方圏ディストリクトは、4年に一度の全議員改選か、3年連続3分の1ずつ改選かのどちらかを選択できるようになっている。ただし、前者の場合は県の選挙年の中間年(例えば1995年)に実施され、後者の場合は県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。約3分の2に当たる216のディストリクトが前者(全議員改選)、残りの約3分の1である117のディストリクトが後者(3分の1改選)を採用している。
- ロンドン区(32区)は県と同様4年に一度の改選であるが、こちらは県の選挙年の翌年に実施される(今年は1994年が選挙年である)。シティーは毎年改選される。
- スコットランドのリージョンと島しょ部では、4年に一度全議員が改選される(今年1994年が選挙年である)。ディストリクトも4年に一度の全議員改選であるが、リージョンと島しょ部の選挙年の中間年に行われる(次回の選挙は1996年)。

- 北アイルランドのディストリクトでは、4年ごとに全議員が改選されるが、選挙方式として単記移譲式投票による比例代表制が採用されている。投票日は5月の第3水曜日である（次回は1997年）。

以上をまとめると次の表のようになる。

イングランド及びウェールズにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
県 (47)				全議員 改選	
大都市圏(イングランド*) ディストリクト (36)	1/3 改選	1/3 改選	1/3 改選		1/3 改選
地方圏(イングランド* 及びウェールズ*) ディストリクト (333)	1/3改選 (約3分の1の団体)	全議員改選 (約3分の2の団体) 1/3改選 (約3分の1の団体)	1/3改選 (約3分の1の団体)		1/3改選 (約3分の1の団体)
ロンドン区 (32)	全議員 改選				全議員 改選

* 同一ディストリクトで全議員改選及び3分の1改選の両方式を併用することも可能。

スコットランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
リージョン(9) 島しょ部(3)	全議員 改選				全議員 改選
ディストリクト (53)			全議員 改選		

北アイルランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
ディストリクト (26)				全議員 改選	

この統一地方選挙は、国政に対する民意を測るバロメーターとして大きな意味を持つようになっており、総選挙の時期を決める貴重な判断材料となっている。

2 選挙区と定数

- 県は、ディビジョン(Divisions) (註4)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ディビジョンから1人の議員(Councillor)が選出される小選挙区制をとっている。
- イングランドとウェールズのディストリクト及び32のロンドン区は、ウォード(Wards)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ウォードから通常1～3人(団体によっては4人以上のところもある)の議員が選出される。

(註4) 1つの県には平均して7～8のディストリクトがあり、県の選挙区であるディビジョンはディストリクトよりも小さな区域に分けられている。

ディストリクトの選挙区であるウォードは、ディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さな区域からなっている場合がある。

- 概ね、県は60～100人、大都市圏ディストリクトは50～80人、地方圏ディストリクトは30～60人、ロンドン区はほとんどの区で60人前後の議員からなる。
- スコットランドでは、リージョンと島しょ部の選挙区はディビジョンからなり、ディストリクトはウォードからなる。どちらも各選挙区から1人の議員が選出される。
- 北アイルランドでは、選挙区はウォードからなり、各ディストリクトはいくつかのウォードに分かれている。各ウォードから1人ないし複数の議員が選出される。

3 選挙権と被選挙権

- 以下の各事項を満たす者が選挙権を有する。

- (1) 英国市民 (British Citizens) (註5)、その他の英連邦市民 (Commonwealth Citizens) (註6) 又はアイルランド共和国市民であること。
- (2) 満18歳以上であること。
- (3) 選挙人名簿に登録されていること。
- (4) 法的欠格事項のいずれにも該当しないこと。

選挙人名簿への登録は選挙人登録官によって毎年行われ、そのためには10月10日現在でその議会が所在する地域の住民でなければならない(北アイルランドの場合若干異なる)。この登録は毎年2月16日に発効し、地方選挙だけでなく、国政選挙、欧州議会選挙にも有効である。また、法的欠格事項としては、精神病施設収容者、既決囚、選挙での不正・不法行為で有罪判決を受けた者等が挙げられる。

- (註5) 1981年英国国籍法 (British Nationality Act 1981) により英国市民 (完全な市民権を持つ) となるためには、次の4つのいずれかに該当する必要がある。
- (1) 英国で生まれるか養子となる場合。(少なくとも一方の親が英国市民でなければならない)
 - (2) 一方の親が英国市民である子。
 - (3) 英連邦市民又は英国保護領市民 (British Protected Persons) で5年以上英国に居住している等英国市民として登録する資格がある者で、その登録を終えた者。
 - (4) 内務大臣が帰化を認めた者。
- (註6) 英国王を団結の象徴とする旧大英帝国植民地・保護領及び自治領の市民 (英国市民を含む)。ただし、英国王を君主としないインド、パキスタンの国民も含む。現在、英連邦は、英国を除けば49か国からなる。

なお、1981年英国国籍法及び英国における市民権については章末を参照のこと。

- 被選挙権は、満21歳以上である英国市民、その他の英連邦市民又はアイルランド共和国市民にあるが、以下の事項のうち1つは満たしている必要がある。
- (1) 立候補しようとする議会の所在する地域の有権者として登録されていること。
 - (2) 候補者として推薦される日及び投票日以前の12か月間にわたり、所有者又は賃借者としてその地域の土地若しくはその他の不動産を占有していること。
 - (3) 直前の12か月間を通じ、その地域に主たる職業あるいは唯一の職業を持っていること。

(4) 立候補前の12か月間その地域の住民であること。

しかし、以下の事項に該当する場合は立候補することができない。

(1) 破産宣告を受けるか、債権者たちと交渉して示談にした場合。

(2) 議員が、違法かつ2,000ポンドを超える支出をしたり、又はさせたりしたことが判明した場合。

(3) 罰金をもって代えられない3か月以上の禁固刑を課せられたことが明らかになった場合。

(4) 当該地域において選挙運動で不正・不法行為により有罪であることが明らかになった場合（買収、有権者への不当な影響力の行使、詐偽投票、有権者を投票所へ運ぶ目的で車を用意すること、ポスターの無差別掲示、法定選挙費用の超過等を含む）。

(5) 地方団体の職員である場合（いくつかの例外はある）。

また、北アイルランドの場合、テロリズムに対する宣誓をしなければならない。なお、各議会とも議員の任期は4年である。

4 投票

投票の方法は、普通・直接・平等・秘密投票である。有権者は、投票所で午前7時から午後9時まで投票することができるが、病気や自宅療養の場合、投票日に宗教儀式に従事している場合には郵送による投票も認められる。また、漁船員や軍人のような英国外で働いている有権者には代理人による投票が認められており、この代理人を指名することができる。「1985年人民代表法 (Representation of the People Act 1985)」では、旅行等で不在の者に対する不在者投票の規定を拡大している。

平均では、約2%の有権者が郵送や代理人による投票をしている。また約7%の成人が選挙人名簿への登録をしておらず、したがって投票の資格がない（この数字はコミュニティ・チャージとその登録制度の導入に伴って増加したといわれている）。

5 選挙費用

立候補の際には、推薦者と後援者及び当該地域の他の8人の有権者の書面による支持が必要であるが、選挙事務の統括責任者の指名も必要とされる（候補者本人であっても差し支えない）。選挙事務の統括責任者は、候補者の選挙費用を正確に記録し、保管しなければならない。この記録は選挙管理官に提出され、法定限度額を超えているかどうか確認される。現在の限度額は、1選挙区ごとに184ポンドと、これに加えて有権者1人につき3.6ペンスである。

6 シティー (The City of London) の選挙制度

シティーはロンドン市内のうちの約1平方マイルを占める1つの区にすぎない。しかし、シティーは英国で一番初めに成立した都市であり、ロンドン自体シティーを核としてその回りに発展してきたものである。そのため、シティーは1地方団体にすぎないが、他団体とは異なるしくみがとられており、選挙も他団体とは違う制度となっている。

シティーの運営は3つの会議(Court) でなされ、市長(The Lord Mayor of London)がこれらを統括する。3つの会議のうち実質的な行政機能を持つのは選挙された市会議員及び市長、長老議員からなる市会(The Court of Common Council) であり、これがディストリクト議会に相当する。

2番目の会議として、終身の長老議員(Aldermen)からなる長老会議 (The Court of Aldermen) があり、主な機能は市長の選任である。3番目の会議として、市長、長老議員、シェリフ（市長と中央犯罪裁判所における陪審員を世話する役員2名）、及びフリーメン

(リバリー・カンパニー(ギルドの一種)の長老会員)、リバリーメン(リバリー・カンパニーの平会員)からなる市総会(The Court of Commonhall)があり、主な機能としては市長候補(2人)や幹部職員(シェリフ、収入役)の選任がある。

市会議員の選挙は次のようにして行われる。

- 満18歳以上であることのほか、以下の事項のうちいずれかを満たす者が選挙権を有する。
 - (1) 英国市民、その他の英連邦市民又はアイルランド共和国市民でシティーに在住している者。
 - (2) 年10ポンド以上の非居住用レート(Non Domestic Rate)を納税している不動産所有者(Freeholder)又は定期賃借権者(Leaseholder)。有権者は現在約15,000人といわれている。
- 満21歳以上の選挙権を持つ者であれば被選挙権を有する。
- 選挙区はウォード(Wards)と呼ばれ、全部で25のウォードからなる。
- 議員の定数は132名である。
- 議員の任期は1年であり、したがって選挙は毎年行われる。

(参 考) 1981年英国国籍法と市民権について

1981年英国国籍法は、市民 (Citizens) を次のように分類している。

- 英国市民
(British Citizens)
 - 英国植民地市民
(British Dependent Territories Citizens)
ホンコン、バークレータ等島の住民
 - 英国旧植民地市民
(British Overseas Citizens)
東アフリカに住むアジア人やマレーシアに住む中国人等
 - 英国旧自治領市民 (注)
(British Subjects)
インド、パキスタン等の住民
 - 英国保護領市民
(British Protected Persons)
ブルネイの住民
- 英連邦市民
(Commonwealth Citizens)

(注) “British Subjects” については、現在でもしばしば混同して用いられている。

元来 “British Subjects” は、英国王に忠誠を誓う人々すなわち「英国臣民」を意味し、1948年英国国籍法 (British Nationality Act 1948) の下では、英連邦市民 (Commonwealth Citizens) は同時に英国臣民 (British Subjects) でもあった。

しかし、1981年英国国籍法では、“British Subjects” はインド、パキスタンのような旧自治領に住む完全な英国市民権を持たない市民を指すようになり、彼らは英連邦市民の構成員とされている。

したがって、いわゆる「英国臣民」という意味での “British Subjects” とは明確に区別して用いる必要がある。(British Nationality-The New Law-より)

上記の中で完全な市民権を持っているのは、英国市民だけである。その他の英連邦市民又は英国保護領市民で合法的に5年以上英国に居住した者は、登録することによって英国市民となり、初めて完全な市民権を得る。

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英国市民とその他の英連邦市民の間に市民権について差異はないとされているが、政府は必要により英国市民でなければ市民権

を剥奪することができる。つまり、英国市民以外の英連邦市民は不安定な市民権を有しているということができる。

また、1981年英国国籍法は、市民権について包括的な規定をしておらず、ただ入国及び定住の自由のみ定めているにすぎないため、個々の市民権については各々の法の定めによらなければならない。

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第81号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/ 3/15
第82号	アイルランド -国の仕組みと地方自治-	1994/ 3/25
第83号	統一ドイツと財政調整 -連邦制財政システムは生き残れるか-	1994/ 4/15
第84号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/ 5/23
第85号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/ 5/27
第86号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/ 5/30
第87号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/ 5/30
第88号	アメリカの学校給食	1994/ 6/20
第89号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/ 6/20
第90号	1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/ 8/1

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第54号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第55号	1992年米国大統領選挙等の概要(1) -連邦編-	1992/12/25
第56号	1992年米国大統領選挙等の概要(2) -地方編-	1992/12/25
第57号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第58号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第59号	米国地方政府の破産	1993/ 1/20
第60号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/ 2/26
第61号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/ 2/26
第62号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場 II)	1993/ 3/12
第63号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/ 3/25
第64号	ニューヨーク州スカースデール村(米国地方自治の現場 III)	1993/ 3/25
第65号	英国の学校における日本教育	1993/ 3/31
第66号	フランスの地方公務員制度 第1部	1993/ 3/31
第67号	米国の成長管理政策(1) -総論・地方政府編-	1993/ 5/20
第68号	米国の成長管理政策(2) -州政府編-	1993/ 5/20
第69号	シティズン・チャーター -現代版マグナカルタ?-	1993/ 6/21
第70号	フランスの地方公務員制度 -第2部-	1993/ 7/12
第71号	ロンドンの地方団体について	1993/ 7/12
第72号	英国における地方議員と地方行政	1993/ 7/20
第73号	コントラクト・シティ	1993/ 7/30
第74号	英国の1993年統一地方選挙	1993/ 8/31
第75号	フランスの高齢者福祉(1)	1993/ 9/30
第76号	フランスの高齢者福祉(2)	1993/ 9/30
第77号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第78号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第79号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第80号	内側から見た英国	1994/ 3/15

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第27号	フランスの地方財政	1991/ 3/15
第28号	英国の公共支出計画と地方団体 - 1991年度予算案の概要 -	1991/ 4/27
第29号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/ 4/27
第30号	ウィディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/ 5/24
第31号	英国の1991年統一地方選挙	1991/ 6/14
第32号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 - その制度と日米比較 -	1991/ 7/ 5
第33号	「地方団体のための新税」協議書	1991/ 8/ 9
第34号	米国におけるへき地医療施策	1991/ 9/20
第35号	英国における教育	1991/10/17
第36号	英国における社会福祉	1991/10/17
第37号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) - ニューヨーク市財政制度 -	1991/11/13
第38号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) - 1991年ニューヨーク市財政危機 -	1991/11/13
第39号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) - 1992年度ニューヨーク市予算 -	1991/11/13
第40号	英国の監査制度	1992/ 1/31
第41号	フランスの下水道 - 第1部 制度的枠組みと改革の動向	1992/ 3/ 6
第42号	フランスの広域行政 - その制度、実態及び新法による改革 -	1992/ 3/13
第43号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/ 3/30
第44号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/ 3/30
第45号	フランスの地方自治体の国際交流 - その理念と現状 -	1992/ 3/30
第46号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/ 4/30
第47号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/ 5/25
第48号	米国・サンシティー - 老人のユートピア -	1992/ 6/ 5
第49号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/ 6/10
第50号	英国の公益事業	1992/ 7/21
第51号	米国における広域行政について - ニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州 -	1992/ 8/ 7
第52号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/ 8/ 7
第53号	米国地方自治の現場 1 - インディアナ州エルクハート市 -	1992/ 9/ 1

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第 1 号	英国の新地方税システム -コミュニティ・チャージ-	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/ 1/ 4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/ 2/ 1
第 4 号	米国連邦政府 1991 会計年度予算について	1990/ 2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986/87	1990/ 3/ 1
第 6 号	ACIR (政府間関係助言委員会) の概要	1990/ 3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) -地方団体の収入と支出-	1990/ 4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) -地方税; 現行税と新税-	1990/ 4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) -地方団体に対する交付金制度-	1990/ 4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) -地方団体の予算-	1990/ 5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) -地方団体の会計処理-	1990/ 5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) -付録-	1990/ 5/28
第 13 号	英国の 1990 年統一地方選挙	1990/ 5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/ 6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/ 7/30
第 16 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/ 8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 -大ロンドンの廃止をめぐる-	1990/ 9/28
第 18 号	米国の救急業務体制 (EMS)	1990/ 3/30
第 19 号	1990 年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/ 1/ 7
第 22 号	イギリス中央政府の機構	1991/ 1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び 91 年度予算の概要	1991/ 2/ 8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/ 2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992 会計年度予算案について	1991/ 3/ 5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/ 3/11